

## 「あいちの酒需要拡大促進事業」実施委託業務募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

「あいちの酒需要拡大促進事業」実施委託業務

#### (2) 事業の目的

本県は、清酒の製造量（課税移出数量）が全国第7位（平成30年度）であり、歴史ある蔵元により伝統の技を受け継ぐ酒造りが行われているが、全国的な知名度は高いとはいえない。そのため、情報の集積、発信地である首都圏等大都市圏において、愛知の酒の知名度を向上させるとともに、県内消費者に対しても愛知の酒の魅力をPRするための取組を支援することにより、愛知の酒の知名度向上と需要拡大を促進し、酒造・酒販業界の活性化につなげる。

#### (3) 事業内容

##### ア 首都圏等大都市圏での試飲販売会の実施に係る業務一式

##### (ア) 試飲販売会の実施場所、時期、方法等の提案及び実施

- ・実施回数は3回とする。
- ・実施方法には、清酒等の試飲、販売を含むこと。
- ・試飲販売会全てにおいて、出展希望の酒蔵の募集及び調整を行うこと。特に、出展希望の酒蔵の募集及び調整の期間については、酒蔵が準備する時間を考慮し、十分な期間を設けること。
- ・首都圏等大都市圏の消費者や観光客等の試飲・購入者が多数見込まれる場所で実施すること。
- ・試飲販売会期間中、必要に応じて通訳を配置すること。通訳言語は、英語及び中国語（普通話）両方とすること。
- ・県観光コンベンション局が実施する愛知の観光物産展との連携を検討すること。（愛知の観光物産展については、別紙参照。）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、予定された試飲販売会の実施が困難となった場合は、県と協議のうえ、他の実施方法の検討を含めた柔軟な対応を行うこと。

##### (イ) 管理業務

- ・事務局として、試飲販売会のブース全体を管理する責任者を定め、準備（搬入）、開催期間、搬出終了までの間、1名を必ず現場に配置することとし、県及び関係者と常に連絡が取れるようにすること。
- ・試飲販売会の開催にあたり、その関係者との諸事務手続きが生じた場合は、適切に対

応すること。

- ・緊急事態が発生した場合は、県及び関係者と調整し、適切に対応すること。
- ・試飲販売会終了後、1週間以内に実施報告書を提出すること。

#### イ 県内での試飲販売会の実施に係る業務一式

##### (ア) 試飲販売会の実施場所、時期、方法等の提案及び実施

- ・実施回数は2回とする。
- ・実施方法には、清酒等の試飲、販売を含むこと。
- ・試飲販売会全てにおいて、出展希望の酒蔵の募集及び調整を行うこと。特に、出展希望の酒蔵の募集及び調整の期間については、酒蔵が準備する時間を考慮し、十分な期間を設けること。
- ・県内消費者や観光客等の試飲・購入者が多数見込まれる場所で実施すること。
- ・試飲販売会期間中、必要に応じて通訳を配置すること。通訳言語は、英語及び中国語（普通話）両方とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、予定された試飲販売会の実施が困難となった場合は、県と協議のうえ、他の実施方法の検討を含めた柔軟な対応を行うこと。

##### (イ) 管理業務

- ・事務局として、試飲販売会のブース全体を管理する責任者を定め、準備（搬入）、開催期間、搬出終了までの間、1名を必ず現場に配置することとし、県及び関係者と常に連絡が取れるようにすること。
- ・試飲販売会の開催にあたり、その関係者との諸事務手続きが生じた場合は、適切に対応すること。
- ・緊急事態が発生した場合は、県及び関係者と調整し、適切に対応すること。
- ・試飲販売会終了後、1週間以内に実施報告書を提出すること。

**※ア、イについては、WebメディアやSNS等のPRツールを利用し、本事業効果を高める提案を必須とする。**

#### ウ パンフレット「愛知の酒」の内容修正及び翻訳

- ・県内酒蔵に対し、パンフレットへの掲載の可否を確認すること。
- ・掲載内容の時点修正を行うこと。
- ・翻訳は3言語（英語・中国語（簡体字・繁体字））とすること。

#### エ 連絡調整等業務

- ・各業務が円滑に実施できるよう、県始め関係者との連絡調整業務を行うこと。

- ・県が開催する「日本酒等販売促進会議」への出席及び資料の準備をすること。

#### (4) 付加提案

愛知の酒のイメージアップを図る取組など本事業の効果を高める提案をすること。本事業の専用 Web サイト、試飲販売会 PR チラシの制作など、愛知の酒の知名度を向上させるための提案を行うこと。

#### (5) 業務実施上の注意点

- ア 委託事業の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- イ 緊急事態が発生した場合は、総括責任者は県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- ウ 本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有し、パッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱については受託事業者により適切に処理を行うものとする。
- エ 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- オ 本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することはできない。
- カ 受託者は、事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- キ その他、仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。

#### (6) 成果物

- ア 事業実施結果報告書：事業全体の報告書 A4 版縦 3 部及び電子データ一式  
各事業に係る記録（記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめるとともに、実績についても詳しく記載すること。
- イ その他、県が指示したもの。  
※文書作成はワード、エクセルまたはパワーポイントで行うこと。

## 2 契約条件

### (1) 委託金額限度額

本事業に係る経費は、金 3,571,230 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

### (2) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とする。

### (3) 委託期間

事業の委託期間は、契約締結の日から令和4年3月22日までとする。

### (4) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

## 3 審査の実施

(1) 企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選定するために『「あいちの酒需要拡大促進事業」実施委託事業者選定委員会』を設置する。

(2) 審査は、提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」）について、形式審査を行った後、選定委員会において実施する。

ただし、提案者が3件を超える場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

(3) 選定委員会による審査は、原則として提案書に基づく書面審査及びプレゼンテーション等により行う。

(4) 委託事業者を選定する際の基準は、別添の「委託先選定基準」のとおりとする。

(5) 審査結果は、全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

## 4 契約候補者の選定方法

(1) 別に定める『「あいちの酒需要拡大促進事業」実施委託業務提出書類作成要領（以下「作成要領」という。）』に基づき、提出された企画提案書等について公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定する。

(2) 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(3) 候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで随意契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

## 5 企画競争参加資格

本事業においては、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有し、次に掲げるすべての要件を満たす者は、この企画競争に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領又は愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 令和 2・3 年度愛知県競争入札参加者名簿のうち、「大分類：3. 役務の提供等 中分類：03. 映画等製作・広告・催事」に登録のある事業者であること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 財政的基礎が健全に確立されていること。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (9) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。

## 6 企画募集期間及び企画競争に係る説明会の開催

- (1) 企画募集期間 令和 3 年 4 月 2 日(金)から 4 月 16 日(金)まで
  - (2) 説明会開催日時 令和 3 年 4 月 8 日(木) 午後 1 時から（1 時間程度）
  - (3) 説明会開催場所 愛知県自治センター 4 階 第三会議室 名古屋市中区三の丸 2-3-2
- ※参加者は、1 団体 2 名までとし、令和 3 年 4 月 7 日(水)正午までに「9 問い合わせ先」までメールで連絡すること。
- ・表題は、「あいちの酒事業説明会参加申込み」とすること。
  - ・本文中に、①貴社名・所属、②参加希望者全員の氏名、③連絡先（電話及びメールアドレス）を記載すること。
  - ・企画競争に参加しようとする者は、可能な限り参加すること。

## 7 応募方法等

資格要件を満たす者は、作成要領により作成すること。

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書 ※事業実施体制を含む
  - イ 経費見積書
  - ウ 過去 3 年程度の類似・関連事業に係る実績の説明書類
  - エ 添付資料（定款・寄付行為、直近 2 か年の決算書、会社パンフレット等）
  - オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類
- (2) 提出部数
  - 上記（1）ア～ウ、オの提出資料については正 1 部、副 7 部とし、上記（1）エ「添付資料」は 8 部とする。
- (3) 提出期限等
  - ア 提出期限 令和 3 年 4 月 16 日(金) 午後 5 時(必着)

※提案書に不備等があり提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効とする。

※できる限り事前に電話連絡すること。

イ 提出先 〒460-8501

名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県庁 本庁舎 1階)

愛知県経済産業局産業部産業振興課 繊維・窯業・生活産業グループ

ウ 提出方法

上記イの提出先へ持参、又は郵送(配達証明に限る)とする。

エ 提案数

企画提案は1者1提案を上限とする。

## 8 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る)する。
- (3) 提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

## 9 問い合わせ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課 繊維・窯業・生活産業グループ

TEL : 052-954-6341(ダイヤルイン) FAX : 052-954-6976

E-mail : sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※ 本業務に関する質問等は、電子メールで令和3年4月13日(火)午後5時30分まで受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。(電子メールの件名は【あいちの酒委託業務に関する質問】と記載すること。)

質問等への回答は、質問者あてに電子メールで回答するほか、愛知県のホームページに掲載する。

## 10 その他

- (1) 企画提案に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

別添

## 委託先選定基準

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書及び添付書類等により、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

### 1 事業実施体制

- (1) 事業実施体制が整い、実行可能性は十分であるか。
- (2) 組織体制は十分であるか。
- (3) 過去の類似事業の実績はどうか。

### 2 事業実施方法

- (1) 愛知の酒の魅力を効果的にPRできる内容か。
- (2) 首都圏等大都市圏での試飲販売会の実施場所・時期・方法は、首都圏等大都市圏の消費者等に対し、愛知の酒の知名度を向上させ、需要拡大へとつながる内容か。
- (3) 県内での試飲販売会の実施場所・時期・方法は、多くの消費者に対し、愛知の酒の知名度を向上させ、需要拡大へとつながる内容か。
- (4) 独自の提案がなされているか。また、その内容は事業推進に資するものか。
- (5) 付加提案は、当事業の効果を高めるものであるか。
- (6) 業務を進める上で、無理のないスケジュールとなっているか。
- (7) 見積経費項目及び見積金額は妥当か。

### 3 社会的価値の実現に資する取組等

- (1) 環境マネジメントシステムの導入の有無。
- (2) 自動車エコ事業所の認定の有無。
- (3) 障害者の雇用に関する取組の有無。
- (4) 女性の活躍促進の有無。
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進の有無。
- (6) エコモビリティライフの推進の有無。
- (7) 安全なまちづくりと交通安全の推進の有無。
- (8) 健康づくりの推進の有無

## 令和3年度 愛知の観光物産展概要

首都圏等大都市圏から本県への誘客促進を図るため、愛知の観光物産展を開催し、県内の物産・観光の魅力をPRする。

### ○令和3年度開催計画

	開催日	日数	会場
1回目 (参考)	4月3日(土)、4日(日)	2日	イオンレイクタウン (埼玉県越谷市)
2回目	7月中旬(予定)	2日	イオンモール京都桂川 (京都府京都市)